

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 20 年 度
条 例 名	神奈川県外部監査契約に基づく監査に関する条例		
条 例 番 号	平成 11 年神奈川県条例第 2 号	法 規 集	第 1 編第 1 章第 5 節
所 管 部 局 室 課	総務部総務課		
条 例 の 概 要	地方自治法第 252 条の 27 第 1 項の規定に基づく外部監査契約に基づく監査に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。) 	監査機能に対する県民の信頼性の向上を図るため、包括外部監査対象を拡大し、及び個別外部監査の対象を規定する本条例は必要である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。) 	本条例で定めている内容の包括外部監査を毎年実施しており、監査機能に対する県民の信頼性の向上に有効に機能している。	包括外部監査事項(平成 19 年度) ・ 電気事業及び公営企業資金等運用事業 ・ 廃棄物対策事業 ・ (財)かながわ廃棄物処理事業団 ・ (財)かながわ海岸美化財団
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。) 	地方自治法に基づき、公認会計士など財務管理、事業の経営管理等に関し優れた識見を有する者と委託契約を締結しており、効率的な監査が行われている。	包括外部監査人 1 名と毎年度契約、また必要の場合、個別外部監査人と契約。
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。) 	地方自治法に基づき、外部監査契約について必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。) 	地方自治法に基づき、外部監査契約に関し必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
その他			
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>